

保健所の営業許可を取得するまでの流れ



FTCにて事前確認済み！

ご発注時にヒアリング

- ・ 出店する**エリア**
(都道府県・市)
- ・ 出品する**メニュー**

エリア・メニューごとに
設けられている保健所
ルールをFTCで確認！

キッチン設備を製作！

キッチンカーをお客様へ
納車！

保健所での営業許可申請
に必要な**書類**や**車の図面**
はFTCで用意！



営業者本人がキッチン
カーで**保健所**に行き
営業許可を申請！

お客様



フードトラックカンパニー

スムーズに営業許可が取得出来るようサポートします！

保健所がチェックするポイント

① キッチン設備



シンクの数？
タンクの容量は？
水は出る？
電気は付く？



② メニュー名とその調理工程



プルドポーク丼



ナシチャンプル



ルーロン飯

生モノは使う？
仕入先は？
メニューの数は？
車内で行う調理は？

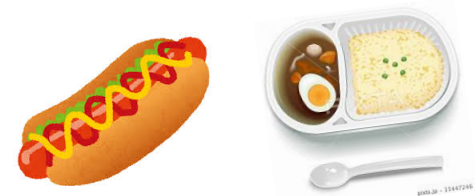


この2点をチェックします！

キッチンカー営業の許可業種（調理営業）

① 飲食店営業

ホットドックやカレー等のご飯系メニュー



② 喫茶店営業

コーヒー等のドリンク系メニュー



③ 菓子製造業

クレープやワッフル、タピオカ等のデザート系メニュー



希望業種とメニューで営業許可を取得するには

車種・タンク容量など....が重要

**エリアによって
異なる！**

エリアごとのルール 押さえるポイント

① キッチンカーを仕込み場所としてOKか？

NGの場合でも

- ・シェアキッチンを利用
- ・仕込み済みの材料を仕入れる等の方法があるので大丈夫！



② 営業許可証で対応するエリアは？
(県下一円？県内でエリアは分かれているか？)

③ 営業の許可業種（飲食店営業・喫茶営業・貸製造業）は
複数の同時取得可能か？

④ 提供可能メニュー数は？

⑤ エリアの特殊ルールはあるか？

これまで通してきた幅広い事例を元にサポートします！